

**新設の「特定技能」を加え
就労ビザは計19種類に**

前号までは、この4月に新設された在留資格「特定技能1号・2号」について詳しく解説してきた。今回は以前から運用されており、一般的に「就労ビザ」と呼ばれる「就労が可能な在留資格」18種類を紹介したい。なお、これら18種類の在留資格に、今回の「特定技能1号・2号」が加わり、いわゆる就労ビザは全部で19種類となった。

出入国管理及び難民認定法（入管

法）では、これら19種類の在留資格ごとに従事できる就労活動の範囲（職種）を細かく限定しており、その範囲外の活動を行うことを固く禁じている。

範囲外となる就労活動を行った場合、外国人本人は資格外活動（不法就労）となり、就労させた雇用主は不法就労助長として処分される可能性がある。注意が必要だ。

外国人労働者を雇用しようとする企業は、こうしたリスクを避けるために、入管法に関する必要な知識を得ておくことが求められる。

**従来の就労可能な在留資格は
専門的・技術的分野が主**

従来の在留資格18種と従事できる活動は以下のとおり。

- ① 外交Ⅱ 外国政府の大使、公使、総領事などとその家族としての活動
- ② 公用Ⅱ 外国政府の大使館・領事館などの職員などとその家族としての活動
- ③ 教授Ⅱ 大学教授や講師など、大学などでの研究、研究指導や教育活動
- ④ 芸術Ⅱ 画家、作曲家、著述家、その他収入を伴う芸術上の活動

⑤ 宗教Ⅱ 外国の宗教団体から派遣される宣教師などの布教活動

⑥ 報道Ⅱ 外国の報道機関から派遣されて行う記者、カメラマンなどの報道活動

⑦ 経営・管理Ⅱ 企業の経営者、管理者としての活動

⑧ 法律・会計業務Ⅱ 外国法事務弁護士、外国公認会計士、弁護士、公認会計士などの活動

⑨ 医療Ⅱ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師などの医療活動

⑩ 研究Ⅱ 研究者としての活動

⑪ 教育Ⅱ 小中高校その他の教育機関



社労士・行政書士
若松絵里の

**「外国人労働者と共生する」③
従来の在留資格18種とは？**



わかまつ えり

法務省届出申請取次行政書士・外国人技能実習監理責任者・社会保険労務士。2005年「若松社労士・行政書士事務所」開設。主な取り扱い業務は外国人の就労ビザ申請業務。近著は「中小企業のための外国人雇用マニュアル」。

における教職活動

- ⑫ 技術・人文知識・国際業務Ⅱ システムエンジニアなどの技術開発、設計者などの理学・工学・その他自然科学の技術の分野で行う活動または企画、財務、マーケティング、営業、通訳、翻訳などの国際業務を含むた人文知識の分野で行う活動
- ⑬ 企業内転勤Ⅱ 外国の親・子会社ほか関連会社などから派遣されて行う転勤者としての活動
- ⑭ 興行Ⅱ 歌手、ダンサー、俳優、ファッションモデル、プロスポーツ選手など興行に関する活動
- ⑮ 技能Ⅱ 外国料理の調理師、パイロット、各種スポーツ指導者、航空機の操縦士、貴金属などの加工職人などとしての活動
- ⑯ 技能実習1号・2号・3号Ⅱ 技能実習1号、2号、3号としての活動
- ⑰ 高度専門職1号・2号Ⅱ 高度な専門能力を有する人材として認定されて行う活動
- ⑱ 介護Ⅱ 日本の介護福祉士の資格を取得し行う介護士、または介護の指導を行う活動

**外国人・雇用主双方に
求められる厳格な基準**

上述の「就労が可能な在留資格」を取得するには、外国人本人が入管法で個々の資格ごとに定められた学歴や職歴を含む細かい要件を満たしている必要がある（外交・公用・教授などの在留資格は除く）。雇用主は要件を満たさない外国人を雇用することはできない。一方、雇用主である企業にも、入管法が規定する「事業の適正性・安定性・継続性」という基準を満たすことが求められている。

基準の詳細については紙面の都合上、割愛するが、要するに外国人を雇用しようとする企業に対しては「違法・不法行為を行っていないか」、「外国人に日本の労働者と同等の適正な給与を支払うか」、「社会保険料などの負担をし、そのうえで長期間、継続的に雇用する使用者責任を負うことができるか」、「短期間で倒産・廃業して雇用了た外国人を簡単に放り出すようなことはないか」といった観点（基準）から審査がなされる。基準

を満たしていると判断されれば、雇用する外国人に対して就労ビザが許可される。

ちなみに、外国人本人および雇用主ともに、そうした基準を満たしている必要がある。一方が基準を満たしていない場合、就労ビザは許可さ

れない。

たとえば、学歴や職歴などの取得要件を満たした外国人であっても、入社を予定している企業の決算赤字続きである場合などは事業の安定性・継続性の観点から就労ビザが許可されない可能性もあるのだ。



画：永美 ハルオ